

## 古事記の純漢文的構文の文章について

福田, 良輔

<https://doi.org/10.15017/2332928>

---

出版情報 : 文學研究. 44, pp.87-104, 1952-11-10. 九州文学会  
バージョン :  
権利関係 :

# 古事記の純漢文的構文の文章について

福田良輔

古事記本文の表記態度の大略については、古事記の撰録者である太安萬侶が上表文中において、次のやうに述べてゐる。  
然<sup>レドモ</sup>上古之時、言意並<sup>ニ</sup>朴<sup>ニシテ</sup>、敷<sup>キ</sup>レ文<sup>ヲ</sup>構<sup>フル</sup>レ<sup>コト</sup>。句、於<sup>テ</sup>レ字<sup>ニ</sup>即難<sup>シ</sup>。已<sup>ニ</sup>因<sup>リ</sup>レ<sup>テ</sup>訓<sup>ニ</sup>述<sup>ス</sup>者、詞不逮<sup>レ</sup>心<sup>ニ</sup>、全<sup>ク</sup>以<sup>テ</sup>音<sup>ヲ</sup>連<sup>ス</sup>者、事趣更長。是以<sup>テ</sup>今或<sup>ハ</sup>一句之中、交<sup>ニ</sup>用<sup>ヒ</sup>音訓<sup>ヲ</sup>、或一事之内、全<sup>ク</sup>以<sup>テ</sup>訓<sup>ヲ</sup>録<sup>ス</sup>。即<sup>チ</sup>辭理<sup>ノ</sup>難<sup>キ</sup>見<sup>レ</sup>以<sup>テ</sup>注<sup>ヲ</sup>明<sup>カニシ</sup>、意況<sup>ノ</sup>易<sup>キ</sup>解<sup>リ</sup>更<sup>ニ</sup>非<sup>レ</sup>注<sup>セ</sup>。亦<sup>ク</sup>於<sup>ニ</sup>姓<sup>ニ</sup>日<sup>ノ</sup>下<sup>ニ</sup>謂<sup>ヒ</sup>玖沙訶<sup>ト</sup>、於<sup>ニ</sup>名<sup>ニ</sup>帶<sup>フ</sup>字<sup>ニ</sup>謂<sup>フ</sup>多羅斯<sup>ト</sup>。如<sup>キ</sup>此<sup>ノ</sup>之類<sup>ハ</sup>、隨<sup>レ</sup>本<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>改<sup>ス</sup>。

右の文意によれば、歌謡を除く本文は漢字の音訓を交用して国語を表記したのであり、帝皇日嗣、先代旧辞、帝紀、本辞や古事記の成立及び撰録の過程について幾多の諸説があるにせよ、特殊の場合資料文献の表記字面をそのまま用ひた以外は、大体安萬侶が表記した事を一応認めなくてはならない。しかしながら、安萬侶が資料となつた文献の表記字面をどの程度またいかなる方針の下に遺したかといふ事については、本文の表記事例を考察すると多くの疑問が生じてくる。この事については「台大文学」第七卷第五号所載「古事記表記の不統一について」の中で述べた事があり、またこの拙稿と直接には重要な關係を生じないと思ふから、今は触れない事にして、敘述の過程に生じた場合に限り、述べる事にする。

しかして、安萬侶の古事記本文の表記方針の根底をなすものは、漢字の音訓を用ひて国語を表記するといふ事である。したがつて、古事記本文中に、漢文の句法や字法が用ひられてゐるところでも、これを国語に訓むのが当然である。

ところが、古事記の本文中に、表記者が表記した通りの国語に還元するには、奈良朝当時の人と雖も、恐らく何らの困難も伴はないで容易に還元し得たとは思はれないやうな、純漢文や準漢文で記載されたかなり長い文章が、主として中巻、下巻に散在してゐる。

A 於<sub>レ</sub>是、天皇、登<sub>三</sub>高山<sub>一</sub>見<sub>三</sub>四方之國<sub>一</sub>、詔<sub>レ</sub>之、國中烟不<sub>レ</sub>發、國皆貧窮、故、自<sub>レ</sub>今至<sub>三</sub>三年<sub>一</sub>、悉除<sub>三</sub>人民之課役<sub>一</sub>。是以、大殿破壞、悉雖<sub>三</sub>雨漏<sub>一</sub>、却勿<sub>三</sub>修理<sub>一</sub>、以<sub>レ</sub>穢受<sub>三</sub>其漏雨<sub>一</sub>、遷避于不<sub>三</sub>漏処<sub>一</sub>。後見<sub>三</sub>國中<sub>一</sub>、於<sub>レ</sub>國滿<sub>レ</sub>烟。故、為<sub>三</sub>人民富<sub>一</sub>、今科<sub>三</sub>課役<sub>一</sub>。是以、百姓之榮、不<sub>レ</sub>苦<sub>三</sub>役使<sub>一</sub>。故、称<sub>三</sub>其御世<sub>一</sub>謂<sub>三</sub>聖<sub>一</sub>帝世也。 下巻、仁徳記

右の文は、いふまでもなく、古事記下巻の仁徳記に見えてゐて、天皇の仁政を述べた記事である。古事記本文中、国文的記載が全く見られない純漢文的記載の代表的な文章の一つである。問題は、漢字の音訓を交用し、古語の保存表記に留意した安萬侶が表記した古事記の本文中に、どうしてこのやうな純漢文体の文章が、中巻、下巻に混在してゐるかといふ事である。この仁徳記の仁政の記事については、津田左右吉博士が、純粹の日本語を察したのではない事、支那思想に由来している事、儒教思想が有力になつて来た大化改新以後に記されたものである事、仁徳記には支那思想を反映してゐる記事が多い事等を指摘されてをられる事は、注目すべき説であり、首肯し得られる説である（津田左右吉博士著「日本古典の研究」下巻、三八―四〇頁）。

しかしながら、古事記本文中、純漢文体で記載されてゐる文章の記事の内容は、必しも儒教思想を反映してゐる記事のみに限られたものでない事も、留意すべきであらう。

古事記本文中、純漢文体及びこれに準ずる文章を次に掲げる事にする。

B 上所云活玉依毘壳、其容姿端正。於是、有<sub>二</sub>壮夫<sub>一</sub>。其形姿威儀、於<sub>レ</sub>時無<sub>レ</sub>比、夜半之時、儻忽到来。故、相感、共

婚共住之間、未<sub>レ</sub>經<sub>二</sub>幾時<sub>一</sub>、其美人妊身。爾、父母恠<sub>二</sub>其妊身之事<sub>一</sub>、問<sub>二</sub>其女<sub>一</sub>曰、汝者自妊、无<sub>レ</sub>夫何由妊身乎。答曰、有<sub>二</sub>麗美壮夫<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>其姓名<sub>一</sub>。每夕到来、供住之間、自然懷妊。是以、其父母、欲<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>其人<sub>一</sub>、誨<sub>二</sub>其女<sub>一</sub>曰、以<sub>二</sub>赤土散<sub>二</sub>床前<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>閑蘇<sub>一</sub>。此二字以音紡麻<sub>一</sub>貫<sub>レ</sub>針、刺<sub>二</sub>其衣襖<sub>一</sub>。故、如<sub>レ</sub>教而、且時見者、崇神記

C 爾、其后以<sub>二</sub>紐小刀<sub>一</sub>、為<sub>レ</sub>刺<sub>二</sub>其天皇之御頸<sub>一</sub>而、泣淚落溢<sub>二</sub>於<sub>二</sub>御面<sub>一</sub>。乃、天皇驚起、問<sub>二</sub>其后<sub>一</sub>曰、吾見<sub>二</sub>異夢<sub>一</sub>。從<sub>二</sub>沙本方<sub>一</sub>、暴雨零来、急沾<sub>二</sub>吾面<sub>一</sub>。又、錦色小蛇、纏<sub>二</sub>繞我頭<sub>一</sub>。如<sub>レ</sub>此之夢、是有<sub>二</sub>何表<sub>一</sub>也。爾、其后、以<sub>二</sub>為不<sub>レ</sub>心<sub>一</sub>

争、即、白<sub>二</sub>天皇<sub>一</sub>言曲、吾兄沙本毘古王、問<sub>レ</sub>妾曰、熟<sub>二</sub>愛夫与<sub>一</sub>兄。是、不<sub>レ</sub>勝<sub>レ</sub>面、故、妾答<sub>二</sub>曰愛<sub>レ</sub>兄歟。爾、誂<sub>レ</sub>妾曰、吾与<sub>レ</sub>汝共治<sub>二</sub>天下<sub>一</sub>。故、当<sub>レ</sub>殺<sub>二</sub>天皇<sub>一</sub>云而、作<sub>二</sub>八塩折之紐小刀<sub>一</sub>、授<sub>レ</sub>妾。是以、欲<sub>レ</sub>刺<sub>二</sub>御頸<sub>一</sub>、雖<sub>二</sub>三度拳<sub>一</sub>、哀情忽起、不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>刺<sub>レ</sub>頸而、泣淚落沾<sub>レ</sub>於<sub>二</sub>御面<sub>一</sub>。必有<sub>二</sub>是表<sub>一</sub>焉。垂仁記

D 於<sub>レ</sub>是、太后帰神、言教覚詔者、西方有<sub>レ</sub>国、金銀為<sub>レ</sub>本、目之炎耀、種々珍宝、多<sub>二</sub>在其国<sub>一</sub>、吾今<sub>レ</sub>（帰<sub>二</sub>、賜其国<sub>一</sub>）。爾、

天皇答曰、登<sub>二</sub>高地<sub>一</sub>見<sub>二</sub>西方<sub>一</sub>者、不<sub>レ</sub>見<sub>二</sub>国土<sub>一</sub>、唯有<sub>二</sub>大海<sub>一</sub>。謂<sub>二</sub>為<sub>二</sub>詐神<sub>一</sub>而、押<sub>二</sub>退御琴<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>控默坐。仲哀記

E 故、備如<sub>二</sub>教覚<sub>一</sub>、整<sub>レ</sub>軍雙<sub>レ</sub>船、度幸之時、海原之魚、不<sub>レ</sub>問<sub>二</sub>大小<sub>一</sub>、悉負<sub>二</sub>御船<sub>一</sub>而渡。爾、順風大起、御船從<sub>レ</sub>浪。故、其御船之波瀾、押<sub>二</sub>騰新羅之國<sub>一</sub>、既到<sub>二</sub>半国<sub>一</sub>。於<sub>レ</sub>是、其國王畏惶、奏言、自<sub>レ</sub>今以後、隨<sub>二</sub>天皇命<sub>一</sub>而、為<sub>二</sub>

御馬廿<sub>一</sub>、每<sub>二</sub>年雙<sub>レ</sub>船、不<sub>レ</sub>乾<sub>二</sub>船腹<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>乾<sub>二</sub>楫帆<sub>一</sub>、共<sub>二</sub>与天地<sub>一</sub>、無<sub>レ</sub>退仕奉。仲哀記

F 当<sub>二</sub>四月之上旬<sub>一</sub>、爾、坐<sub>二</sub>其河中之磯<sub>一</sub>、拔<sub>二</sub>取御裳之糸<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>飯粒<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>餌、釣<sub>二</sub>其河之年魚<sub>一</sub>。其河名謂<sub>二</sub>小河<sub>一</sub>。亦其磯名謂<sub>二</sub>勝門比壳<sub>一</sub>也。故、

四月上旬之時、女人拔<sub>レ</sub>裳糸<sub>一</sub>、以<sub>レ</sub>飯粒<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>餌、釣<sub>二</sub>年魚<sub>一</sub>、至<sub>レ</sub>于<sub>レ</sub>今<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>絶也。

仲哀記

G 故、是<sub>レ</sub>口子臣、白<sub>二</sub>此御歌<sub>一</sub>之時、大雨。爾、不<sub>レ</sub>避<sub>二</sub>其雨<sub>一</sub>、參<sub>レ</sub>伏前殿戶<sub>一</sub>者、違<sub>二</sub>出<sub>レ</sub>後戶<sub>一</sub>、參<sub>レ</sub>伏後殿戶<sub>一</sub>者、違<sub>二</sub>出<sub>レ</sub>前戶<sub>一</sub>。爾、匍匐進赴、跪<sub>レ</sub>于<sub>二</sub>庭中<sub>一</sub>時、水潦至<sub>レ</sub>腰。其臣、服<sub>レ</sub>著<sub>二</sub>紅紐<sub>一</sub>青摺衣<sub>一</sub>、故、水潦抔<sub>二</sub>紅紐<sub>一</sub>、青皆變<sub>二</sub>紅色<sub>一</sub>。 仁德記

H 此之御世、兔寸河之西、有<sub>二</sub>一高樹<sub>一</sub>。其樹之影、当<sub>二</sub>且日者<sub>一</sub>、速<sub>二</sub>淡道嶋<sub>一</sub>、当<sub>二</sub>夕日者<sub>一</sub>、越<sub>二</sub>高安山<sub>一</sub>。故、切<sub>二</sub>是樹<sub>一</sub>以<sub>レ</sub>作<sub>レ</sub>船<sub>一</sub>、甚捷行之船也。時号<sub>二</sub>其船<sub>一</sub>、謂<sub>二</sub>枯野<sub>一</sub>。故、以<sub>二</sub>是船<sub>一</sub>、且夕酌<sub>二</sub>淡道嶋之寒泉<sub>一</sub>、獻<sub>二</sub>大御水<sub>一</sub>也。 仁德記

I 曾婆訶理、為<sub>レ</sub>吾雖<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>大功<sub>一</sub>、既殺<sub>二</sub>己君<sub>一</sub>。是不<sub>レ</sub>義。然、不<sub>レ</sub>養<sub>二</sub>其功<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>謂<sub>二</sub>無<sub>レ</sub>信<sub>一</sub>。既行<sub>二</sub>其信<sub>一</sub>。還悼<sub>二</sub>其情<sub>一</sub>。故、雖<sub>レ</sub>報<sub>二</sub>其功<sub>一</sub>、滅<sub>二</sub>其正身<sub>一</sub>。 履中記

J 爾、興<sub>レ</sub>軍待戰、射出之矢、如<sub>二</sub>葦來散<sub>一</sub>。於<sub>レ</sub>是、大長谷王、以<sub>レ</sub>矛為<sub>レ</sub>杖、臨<sub>二</sub>其内<sub>一</sub>詔、 安康記

K 賤奴意富美者、雖<sub>二</sub>竭力戰<sub>一</sub>、更無<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>勝。然、恃<sub>レ</sub>己、入<sub>レ</sub>于<sub>二</sub>隨家<sub>一</sub>之王子者、死而不<sub>レ</sub>棄。如<sub>レ</sub>此白而、亦取<sub>二</sub>其兵<sub>一</sub>、還入以戰。爾、力窮矢盡、白<sub>二</sub>其王子<sub>一</sub>、僕者手悉傷、矢亦盡。今不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>戰。如何。其王子答詔、然者、更無<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>、今殺<sub>レ</sub>吾。故、以<sub>レ</sub>力刺<sub>レ</sub>殺<sub>二</sub>其王子<sub>一</sub>。乃、切<sub>二</sub>己頸<sub>一</sub>以死也。 安康記

L 於<sub>レ</sub>是、赤猪子以為、望<sub>レ</sub>命之間、已<sub>レ</sub>經<sub>二</sub>多年<sub>一</sub>、姿體瘦萎、更無<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>恃。然、非<sub>レ</sub>顯<sub>二</sub>待情<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>忍<sub>二</sub>於悞<sub>一</sub>而、令<sub>レ</sub>持<sub>二</sub>百取之機代物<sub>一</sub>、參出貢獻。然、天皇、既忘<sub>二</sub>先所<sub>一</sub>命之事、問<sub>二</sub>其赤猪子<sub>一</sub>曰、汝者誰老女。何由以參來。爾、赤猪子答曰、其年其月、被<sub>二</sub>天皇之命<sub>一</sub>、仰<sub>レ</sub>待太命<sub>一</sub>、至<sub>二</sub>于今日<sub>一</sub>、經<sub>二</sub>八十才<sub>一</sub>。今容姿既耆、更無<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>恃。然、顯<sub>レ</sub>白己志<sub>一</sub>以、參出耳。於<sub>レ</sub>是、天皇大驚曰、吾既忘<sub>二</sub>先事<sub>一</sub>。然、汝守<sub>レ</sub>志待<sub>レ</sub>命、徒過<sub>二</sub>盛年<sub>一</sub>。是甚愛悲。心裏欲<sub>レ</sub>婚、悼<sub>二</sub>

(前田本、猪熊本に) 其極老、一、不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>婚、賜<sub>二</sub>御歌<sub>一</sub>。

雄略記

M 其伊呂兄意祚命奏言、破<sub>二</sub>壞<sub>一</sub>是御陵、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>遣<sub>レ</sub>他人、專僕自行、如<sub>二</sub>天皇之御心<sub>一</sub>、破壞以參出。爾、天皇詔、然、隨<sub>レ</sub>命宜<sub>二</sub>幸行<sub>一</sub>。是以、意祚命、自下幸而、少掘<sub>二</sub>其陵之傍<sub>一</sub>、還上、復<sub>二</sub>奏言既掘壞<sub>一</sub>也。爾、天皇、異<sub>二</sub>其早還上<sub>一</sub>而詔、如何破壞。答曰、少掘<sub>二</sub>其陵之傍土<sub>一</sub>。天皇詔之、欲<sub>レ</sub>報<sub>二</sub>父王之仇<sub>一</sub>、必悉破<sub>二</sub>壞<sub>一</sub>其陵。何少掘乎。答曰、所以<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>然者、父王之怨、欲<sub>レ</sub>報<sub>二</sub>其靈<sub>一</sub>、是誠理也。然、大長谷天皇者、雖<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>父之怨<sub>一</sub>、還爲<sub>二</sub>我之從父<sub>一</sub>、亦治<sub>二</sub>天下<sub>一</sub>之天皇是。今单取<sub>二</sub>父仇之志<sub>一</sub>、悉破<sub>二</sub>治<sub>一</sub>天下<sub>二</sub>之天皇陵<sub>一</sub>者、後人必誹謗。唯父王之仇、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>非<sub>レ</sub>報。故、少掘<sub>二</sub>其陵<sub>一</sub>。既以<sub>レ</sub>是恥、足<sub>レ</sub>示<sub>二</sub>後世<sub>一</sub>。如<sub>レ</sub>此奏者、天皇答曰之、是亦大理。如<sub>レ</sub>命可也。 顯宗記

註 右の諸文章の句讀点は、純漢文的構文を表示するためにも、必しも国語訓讀みする場合の句讀点とは一致しないものがある。

右の A から M までの文章には、構文中に和臭を帯びた句法や字法が、多少混入してゐる文章も少くないが、大体純漢文体の文章と見る事ができよう。文法上でいふ文章の単位である文の構文が純漢文体であるものは、中巻・下巻は勿論、上巻にも散見する。しかし、純漢文体的構文の記載は、右に掲げた以外にも見出されるのであるが、それは比較的短いものであり、それも多くは中巻・下巻に限られてゐて、上巻には有つても極めて少い。しかも、中巻では、崇神・垂仁・仲哀・応神の諸天皇の御代の記事に多く、神武・景行の御代の記事が、応神記と共に中巻中最も多量でありながら、数文に亘る純漢文的文章が見えない。この事は、中巻・下巻に純漢文的構文の比較的長い文章が散在する事と共に、注目に値する。

## 二

右のやうな事実は、いかなる理由に基づくものであらうか。確かに津田博士が指摘された如く、支那の政治思想や儒教

思想によつて潤色された事も、重大な理由の一つである。A・D・I等の文章には支那思想の反映が明瞭に看取され、Lの如きも支那思想の反映を認められない事は無い。しかしながら、B・C・E・F・G・H・J・K等の文章は、支那思想の影響は認められない。したがつて、純漢文体の文章が、中巻・下巻に散在してゐる事は、単に支那思想の影響のみでは解決できない問題である。それにはまづ何よりも、古事記の資料的成立過程とそれに対する撰述者安萬侶の採つた態度、及び安萬侶の古事記の表記法の考察が問題となる。前者については、諸説あつて未だ決定的定説といふものが確立されてゐない事はいふまでもない。後者については、既に前に述べた如く、安萬侶は上表文中に大綱を述べてゐる。しかしながら、それは大綱に過ぎないのであつて、古事記の表記法を精細に考察するには、個々の表記事例から帰納的に安萬侶の表記法を考察し、把握する事である。しかして、表記法及び個々の表記事例に、古事記の資料的成立過程とそれに対する撰述者安萬侶の採つた態度の反映を見出す事も可能であり、結果的には、前者は後者の具体的姿ともいふ事ができる。それ故、拙稿の論述の過程として、安萬侶の表記法、及びそれらの表記法を選んだ安萬侶の理由を説述する事が必要となつて来るが、それは、筆者がかつて發表した「古事記表記の不統一について」(『台大文学』第七卷第五号) 所載、昭和十八年三月発行に譲る事にして、今は本論文と直接関係ある事についてのみ略説する。

すでに本稿の冒頭に掲げたやうな、上表文中に安萬侶自身が述べてゐる表記方針に従へば、同語においても、その表記字面を異にする事が生ずるのであり、また資料の表記字面に随へば、表記字面の不統一が生ずるのである。一方、古事記の本文は、歌謡を除いて、漢文的構文の骨格の上に、漢語の訓を用ひ漢字の音訓を交用して、国文を記載するのであるから、漢文の句法・字法の制限を受ける事が当然起つてくる。このやうな例は、すでに掲げた純漢文による記載は勿論、和

漢混淆の表記法を用ひた場合でさへも、漢文の字法や句法に支配されたものと思はれる例がある。例へば、

自其入幸、悉言<sub>二</sub>向荒夫琉蝦夷<sub>一</sub>、亦平<sub>二</sub>和山河荒神等<sub>一</sub>而、還上幸時

景行記

において、「悉言<sub>二</sub>向荒夫琉蝦夷<sub>一</sub>」は、和漢混淆の表記法であるが、次の「亦平<sub>二</sub>和山河荒神<sub>一</sub>而」と対句を成してゐて、両句とも九字であるのは、漢文における句法が意識されたと考へる事も可能である。同じく景行記に、右の文より以前に、

「悉言<sub>二</sub>向和<sub>一</sub>平山河荒神、及不<sub>レ</sub>伏人等<sub>二</sub>」と「言<sub>二</sub>向<sub>一</sub>和<sub>一</sub>平、東方十二道之荒夫琉、及摩郡婁波奴等<sub>二</sub>」とあり、神代記の天若日子のところに、「言<sub>二</sub>越<sub>一</sub>和其国之荒振神等<sub>二</sub>」とあるから、今更「荒夫琉」の「夫琉」の如く接尾辞を漢字音で表記する必要もないと思はれる。資料文献の字面をそのまま用ひたためとも考へられ、また安萬侶の表記法の不統一とも考へられないことはないが、なほ次の事と併せ考へると、すでに述べたやうに漢文の句法を転用したものを見るべきであらう。「悉<sub>二</sub>言<sub>一</sub>向<sub>一</sub>和<sub>一</sub>平、山河荒神、及不<sub>レ</sub>伏人等<sub>二</sub>」は、「山河荒神」「及不<sub>レ</sub>伏人等<sub>二</sub>」と漢文的に表記すると共に、対句の両句を字数の上でも対応させたのであり、「言<sub>二</sub>向<sub>一</sub>和<sub>一</sub>平、東方十二道之荒夫琉神、及摩郡婁波奴人等<sub>二</sub>」は、国語音で表記すると共に、字数の上での対応を按排したものと考へられる(前出、「古事記表記の分」)。例へば、

a 僕者不得白。我子八重宗代主神、  
上卷下

僕不得白。僕父大山津見神將<sub>レ</sub>白。  
上卷下

b 汝者天神御子仕奉耶。  
上卷下

今天神御子幸行。汝等仕奉乎。  
神武記

c 其太后石之日売命——於是太后石日売命  
仁徳記

古事記の純漢文的構文の文章について

## 天皇之御年—天皇御年

右の語例において、漢文の助辞の有無、又は相異によつて、意味や訓みに相違があるものではなく、表記者安萬侶のその場その場における表記の無意識の変化と見るべきものであり、資料の多元性に基づくものではないと思はれる。又、cの如きは、「之」字の無い方を誤写脱字として他本により補ふ事は、必ずしも當を得たものとはいへない。又、

出坐—出幸　入座—入幸　還坐—還幸　到坐—到幸　上坐—上幸

の如き語例も、上下は全く同じ語を表記したものである。

以上の諸例において見た如く、同一語のみならず同一連語を表記するのに、二つ以上の異なつた表現字面が用ひられてゐる。表記法や表記字面のみが異なつてゐて、音形式、意味内容共に全く同じ同一語であり、同一連語である。表記法において、漢語や漢字の訓を用ひたもの、漢字の音訓を交用したもの、純漢文的句法・字法によるもの、漢文的表記において助辞の省略があるもの等の相異があるにしても、当時の人は、同一の語又は連語を漢字音のみで表記したものと同じく、表記上の習慣や言葉遣ひの習慣により、読み得たものと思はれる。

しかし、一方、今日のわれわれから見れば、一見、乙は同一語又は連語を表記している甲の表記字面の単なる省略に過ぎないと思はれるものが、事實は、意味内容の相異や言語的相異がある事を正確に区別するために、表記字面が異なつてゐるものがある。古事記においては、例へば、神や皇族関係の場合同一名詞において「御手」「御子」「御船」等の如く、「御」があるものと無いものがある。国語に訓む場合には、「御」が無いものも、敬語の接頭語「ミ」を添へて訓むのであるが、「御」の有無は、神や皇族の系譜上の地位の尊貴に相異がある事、「御」があるものは、皇統と直接関係ある神及

び皇統の直系である天皇・皇后・皇族に限られてゐる事を区別したものである事は、すでに認められてゐるところである。また、「成神名」「所成神名」「所成神御名」は、古事伝で宣長は表記字面の単なる省略と解してゐるが、「所」の有無が、神々の成立事情の相異を表記したものである事は、土井忠生博士が指摘されたところである。（「古事記の所成神」「国語と国文学」第十八卷第三号参照）

久羅下那州多随用弄流之時

神代記上

啼伊佐知伎也。

の如きは、「之」「也」が無いものと全く同じであるとも見られるが、漢文における助辞を用ひて、意味の補充又は構文上の關係を表示するために、漢文的表記法を併用したものと見る方が、更に適切であらう。

右の「所」の有無は、表記対象の内容の相異を表し、「御」の有無は、同一事物でありながら、具体的に輕重の相異がある事を表してゐる。そして、いづれも、間接的にせよ、古事記編纂の目的と重大な關係を持つてゐる。これらに対し、右の例の「之」「也」は、単に意味的補充乃至構文關係を示すに過ぎない。

### 三

すでに見た如く、古事記の表記の中には、同一語又は同一連語を表記するのに、漢字の音又は訓のみの表記、音訓交用、国語的表記と漢文的表記との併用、純漢文的表記等の表記法の相異によつて、表記字面に相異するものがあるが、勿論、意味や音形式の上で、何らの相異が無いものがある。一方では、漢文的表記法を用ひたものの中には、単なる意味の補充、構文關係を表示するもの他に、言語的に同一の表記対象の表記字面の不省略、省略の相異ではなくて、表記対象の内容の相異に基づくと共に、古事記編纂の根本目的である国家の成立事情、天皇氏の絶対的神聖性と皇統の万世一系である事

と緊密な関係ある事柄を表示してゐるものがあるといふ事は、漢文的表記法を考察する上において、留意すべき事である。即ち、純漢文的に表記されてゐるといふ事は、必しも「全以音連者、事趣更長」といふ表記字面の長大を避けるために、又は支那思想の影響といふ理由のみには、帰せられないものがあるといふ事である。

もとより、古事記の文章は、漢文的構文の骨格の上に、国文を記載したのであるから、神田盾夫氏、水谷静夫氏等が指摘されたやうに（神田氏「古事記の文体に関する一試論」国語と国文学、昭和二十五年六月号）、用語・句法・字法・文体や表現内容において、漢訳仏典や論語等の支那の古典籍の影響を受けた点が少からずある事は、容易に考へられるところである。しかしながら、古事記には、準漢文即ち日本的漢文体であると共に、純漢文には見られない日本的句法・字法が用ひられてゐる事も考慮すべきである。更に重要な事は、すでに述べた如く、古事記の編纂目的と緊密な関係を有する意味内容の相異が、古事記個有の漢字の用法によつて、區別して書かれてゐる事である。したがつて、古事記の表記法を考察する場合、支那の古典籍の影響を考究する事の必要なのはいふまでもないが、わが国上代文献における日本的漢文の句法・字法と共に古事記個有の句法・字法乃至用字の表現内容を把握する事が一層重要である。

此二神者、所<sub>レ</sub>到<sub>ニ</sub>其穢繁国<sub>一</sub>之時、因<sub>ニ</sub>汚垢<sub>一</sub>而所<sub>レ</sub>成神<sub>ニ</sub>之者<sub>一</sub>也。

神代記上卷

汝行問<sub>ニ</sub>天若日子<sub>一</sub>状者、汝所<sub>レ</sub>以<sub>ニ</sub>使<sub>ニ</sub>葦原中国<sub>一</sub>者、言<sub>ニ</sub>「趣<sub>ニ</sub>和其国之荒振神等<sub>一</sub>之者<sub>一</sub>也。

神代記下卷

此者在<sub>ニ</sub>美濃国藍見河之河上<sub>一</sub>、喪山之者<sub>一</sub>也。

神代記下卷

の「之者也」は、支那の古文獻にも見えないといふ事であり、わが国においても管見によれば上代文献中、古事記上巻のこの三例だけであつて、古事記個有の日本的用法といふ事ができよう。

したがつて、古事記の編纂目的、古事記の本質といふ事の相関関係において表記法を考察しなくては、古事記表記法の正確な把握は不可能である。表記対象の内容そのものを古事記の本質との関係において正確に把握しない限り、表記対象の意味内容も、表記者と同じ国語に還元する事も不可能となるであらう。

古事記全体を通じて、その文体や表記法に相異がある事は、容易に看取される。上巻の神代の巻と中巻・下巻の人代の巻との間には、相当著しい相違が見出される。また、同じ巻或いは巻じ天皇の御代の記事においても、文体や表記法に部分的に著しい相違が現れてゐる。国家の成立過程や国体の淵源を説き、天皇氏の絶対優位性と天皇統治権の神聖性とを歴史的に説いて、古事記の本質及び編纂目的の根元をなしてゐる上巻の神代の巻に純漢文的構文の文章が殆ど見られないのに対し、中巻の崇神記以後及び下巻において、純漢文的構文の文章が散在してゐるといふ事は、やはり古事記の本質及び編纂目的との相関関係において考察すべきものと考へられる。したがつて、純漢文的構文の文章が中巻・下巻に多く散在する事は、必しも古事記の多元性の顕現とのみは見られないのであつて、古事記の表現形態が多岐を呈する重大な原因の一つは、古事記の本質及び編纂目的に対する表記対象の相対的価値といふ事である。

以上述べた古事記の表記法及び表記形態に関する諸事項を考慮しつつ、AからMに至る文章が、純漢文的構文で記載された理由を考へてみよう。

Aの文章は、仁徳天皇の仁政の記事である。この記事が儒教に基づく古代支那の帝王思想の理想を仁徳の御代の事蹟として仮托したものである事は、今更いふまでもない。このやうな儒教思想及び儒教に基づく政治思想の反映・影響が著しく現れてゐる記事の文章は、Aの他に、I・L・M等である。これらの記事には、いづれも支那帝王の権威、君臣の分、

儒教思想の合理的功利主義が濃厚に現れてゐて、事蹟そのものの敘述よりも、事蹟に仮托して支那思想を説く事が主となつてゐる。Aにおいても同じである。このやうな支那思想が著しくなつて来たのは、大化改新前後から後の事を考へられるから、それぞれの天皇の御代の事蹟の物語として仮托された時代も、古くても大化以前を余り溯る事はできないであらう。そして、事蹟に仮托して支那思想を敘述して、帝王たる天皇氏の權威と絶対的優位性とを物語る事が根本思想となつてゐる事と、仮托された時代が比較的新しい事とは、純漢文的構文による記載を選ばしめた事と考へられる。

履仲に見えるJの文章は、全く支那思想の主知主義に貫かれてをり、自己の特徳行為を正当化するために、儒教の合理的主知主義に基づいて詭弁が弄されてゐる。それは、儒教の功利的合理主義を根底とする知力の讚美であり、「知力は正義である」といふ知力萬能の思想が、敘述の内容を貫いてゐる。このやうな儒教の合理主義に基づく知力に対する讚美は、雄略記のL及び顯宗記のMの文章においても、敘述の内容の根底を流れてゐる思想である。そして、I・L・Mの純漢文的文章を貫く今一つの共通的思想は、儒教の帝王思想に基づく天皇權力の絶対性と皇位の神聖性である。事蹟の敘述が目的では無くして、事蹟の敘述に托して、支那思想に基づく功利的知力を極度に弄して、天皇の絶対優越性を合理的に説明する事が目的である。事蹟の事実性には全く乏しいといはなくてはならない。かやうな目的を有する敘述において、純漢文的記載法を用ひる事は、当然であらう。したがつて、儒教の帝王觀の焼直しに過ぎないと思はれる仁徳記のAの文章が大化改新前後より以前に成立したものと考へられない理由とほぼ同じ理由で、I・L・Mの純漢文的文字が成立した時代は、大化前後を溯るとは考へられない。

崇神記のBの文章は、古事記に散在する神婚説話の中で著名なものであり、三輪神社縁起ともいふべきである。垂仁記のCの文章は、サホヒコノ王の謀反に関する物語の一節である。Bの記事内容が事実でない事はいふまでもなく、Cの事件も物語として伝へられてゐたものと思はれ、どれほどの事実性があるかは問頭である。しかも、B・C共古事記の目的から見れば、重要な記事とは考へられなう。

古事記には、崇神天皇の事を「所<sub>レ</sub>知<sub>ニ</sub>初<sub>ニ</sub>国<sub>ニ</sub>之<sub>シ</sub>御<sub>ミ</sub>真<sub>マ</sub>木<sub>キ</sub>天<sub>ス</sub>皇<sub>ミ</sub>ト」と述べてをり、書紀には「御肇国天皇」、常陸風土記には「初国所知美麻貴天皇」とあるのは、古代国家の制度・紀綱の重要なものが、この天皇の代に創められたといふ思想に基づくものと思はれる。崇神天皇の代に、神祇の祭祀、租税の賦課、四道將軍の派遣、池溝の開拓等が、国家的施策として創始されてゐるが、この天皇の代の事蹟として仮托されたものらしい。したがつて、史実としての事実性には頗る乏しいものといはなくてはならない。Cの文章が見えてゐる垂仁記についても、同じ事がいへると思ふ。垂仁記は、崇神記の延長・補充とも考へられるのであつて、崇神・垂仁両期の事蹟には、素材的に類似するものが多く、事蹟の素材間に対応さへ考へられる。両朝における事蹟の類似事項を掲げると、(1)神祇尊崇、(2)神威の崇りと神婚説話、(3)神語の託宣、(4)天皇近親の王の謀反、(5)事物の起源、(6)地名伝説、(7)崇神天皇の生年百六十八歳に対し、垂仁天皇の生年百五十三歳である事等である。両朝の記事の事項には、典型的で且つ対称的であるものが多く、垂仁記は崇神記の延長・補充とも見るべきで、両者は二にして一なるものといふべく、両朝の記事の目的とするところは、全く同じである。垂仁記のタヂマモリの物語も、外国との交渉の起源を垂仁朝の事蹟として仮托したものであらう。国家的施策や国家的事件が叙述され、その起源が記述されるといふ事は、国家意識が高まり、国家が確立した後でなくてはならない。このやうに考へて来ると、崇神・垂

神兩朝の事蹟として仮托された時代は、大化前後を溯る事はできない。たとへ何らかの古伝が他にあつて、これに基づいて仮托するにせよ、仮托には潤色が伴ふことは免れ難い。崇神記に仮托された国家的施設の起源に関する記事は、支那思想によつて潤色されたものが頗る多い。崇神記には、Bの長い文章の他に、「疫病多起、人民為尽」、「神氣不起、国亦安平」、「天下平、人民榮」、「疫氣悉息、国家安平也」等の如く、純漢文の短文が見える事は、それが仮托され潤色された時代を暗示してゐる。したがつて、史上の事實は勿論、古伝に基づいて仮托され、潤色されたものではない。このやうな崇神記及び垂仁記に見えてゐるB及びCの文章の事実性も極めて乏しいと推察されるのである。

古事記の崇神・垂仁の兩朝の記事は、国家的施策の起源の記事を除いては、説話・伝説・歌謡に過ぎない。これらの説話・伝説は、何らかの古伝があつたらしく思はれるが、すでに先学が指摘した如く、崇神・垂仁の出来事としてそれぞれ仮托されたものと思はれる。しかも、これらの説話・伝説は、古事記編纂の目的からいへば、さほど重要な意味は無い。しかし、説話・伝説の主たる目的は、その発端から終結に至る筋を叙述する事にあるのであるから、用語に制限される事は少い。神婚説話を叙述した崇神記のB及びサホヒコノ王の謀反を叙述した垂仁記のCの文章が、純漢文的記載ある重要な理由は、そこにあると思はれる。

したがつて、崇神記のB及び垂仁記のCが純漢文で記載された理由は、古事記の崇神・垂神兩朝の記事が、すでに述べた如く、後世の仮托で史実性に乏しい事、その上、Bの神婚説話及びCのサホヒコノ王の謀反物語は、古事記編纂の目的から見れば、さほど重要性は無く、又、何らかの古伝によつたと思はれるが、説話・伝説は、その叙述の性質上、用語に制限される事が少いため、純漢的記載が容易である事にあると思はれる。

仲哀記の F 及び仁徳記の H の文章が、純漢的に記載されてゐるのも、B・C の場合と同じ理由に基づくものであらう。F は神功皇后に関する当時有名な皇后鮎釣りの伝説であつて、書紀・肥前風土紀の他、萬葉集卷五にも見えてゐる。仁徳記の H も、大木伝説の一つであつて、類似の大木伝説は、書紀の景行紀十八年の条や肥前風土紀にも見えてをり、大木伝説は当時有名なものであつたと思はれる。しかし、F・H の伝説は、古事記の編纂目的の上から見れば、記事の重要性は殆ど認められない。F は神功皇后の新羅征討といふ物語にいつしか附会されて成立した伝説であり、H は、当時有名なあつた大木伝説の一つが、仁徳天皇といふ有名な天皇の代の出来事として仮托されたものであらう。

仲哀記の E、仁徳記の H、安康記の J 及び K 等の文章は、いづれも事件の経過の一部を叙述したものであつて、説話・伝説の筋を叙述する場合と同じく、用語までも制限される必要は少い。純漢文的記載を用ひても、事件の経過の叙述を誤らしめるやうな支障は起らない。E は神教に従ひ海を渡つて新羅に攻め入り、新羅を属国にした事を叙述すればよい。G は、仁徳天皇の皇后イハノヒメの嫉妬を素材とする伝説的歌物語の地文の一節である。安康記の J は、戦闘の有様を叙述したものであつて、それよりも戦闘の結果の勝敗が重要である。K は、J の戦闘の経過及び結果を記述したものであるが、敗戦したマヨワノ王とツブラ臣とが自殺した事を述べれば、事足りるのである。

西暦四世紀の後半から五世紀の初頭にかけて、当時の日本が朝鮮半島に軍事的進出を行つた事が歴史上の事実である事は、すでに明かである。しかしながら、新羅征討に関する古事記の記載が、どれほどの事実性を含んでゐるかは疑問である。津田博士が説かれた如く、古事記の新羅征討に関する記事は、前に述べた日本の朝鮮半島への軍事的進出が行れた時代から余程後に、古くとも雄略天皇の時代以後に、伝説化された古伝に基づいて潤色されたものと考へられる。そして古事記

の新羅征討に関する記事の中でも、Eの文章の如きは、前に述べた理由により、古事記の資料の記載者や撰進者の安萬侶によつて、記載の際に潤色される可能性が最も多く、純漢文体で記載されてゐるのもそのためであらう。

仲哀記のDの文章も、新羅征討に関する記事であつて、純漢文に記載されてゐるのは、Eの文章の場合と同じ理由の他に、支那思想の影響に基づくと思はれる。

## 五

以上、古事記において、比較的長い純漢文体の文章であるAからMに至る十三の文章について、純漢文的に記載された理由を述べたのであるが、その理由は大体三つに分かたれる。

一、支那思想に基づいて天皇の絶対的權威と神聖及び皇族の優位性を説くために、事蹟又は事件を潤色又は假托したも。

二、説話・伝説にして、古事記の編纂目的、本質とは重要な關係が無い場合、それらの筋の叙述を純漢文的に叙述したも。

三、事蹟や事件の過程において、古事記編纂の目的・本質と重要な關係が無い部分の記載に、純漢文的記載を用ひたも。

古事記の編纂の目的・本質は、天皇氏の神聖性とその萬葉に亘る統治権の正当性とを叙述してゐる神代記にあるといつても過言ではない。したがつて、古事記は、神武天皇の國家統一を以つて、一応終つてゐるとも考へられる。神武記を除いた中巻及び下巻は、天皇氏の神聖性と万世に亘る統治権の正当性が、代々の天皇の事蹟や在位中の事件において具体的

に顕現されたかを叙述するにある。神代記に長文の純漢文的記載が現れなくて、崇神以後の中巻及び下巻に散在するのは、理由ある事である。そして、すでに述べた如く、崇神記以後において、純漢文で記載された長い文章の叙述内容は、中巻以後の他の記事に比して、比較的あまり重要なものではなく、古事記編纂の目的・本質と重要な関係を有する記事は無いのである。今一つは、すでに指摘した如く、記事の内容がいづれも事実性に乏しいといふ事である。

したがつて、純漢文的記載の長文の文章の中には、支那思想の影響と見られるものが相当数ある事は否定し難い事実であるが、それらの文章の目的も、支那思想に基づいて天皇の絶対的權威や神聖性及び皇族の優越性を説くにある事は、注意すべき事であり、一方支那思想の影響といふよりも、国文を単に漢文に翻譯した結果、純漢文的に記載された長い文章が、支那思想の影響と見られるものより多いといふ事も注目し得る事である。この事に関連して考へられる事は、資料に対する安萬侶が採つた態度と古事記の表記の不統一、殊に、同一語や同一連語における表記字面の不統一といふ事である。資料に基づいて安萬侶の表記方針に従つて、安萬侶が書き改めたといふ見方も可能性が全然無いとはいへないが、肯定するに足る理由も無いやうである。したがつて、右のやうな長文の純漢文的記載の文章は、安萬侶の手に成つたものとも考へられ、また資料の記載に多少の手を加へるやうな事があつたとしても、大体資料の原文の面影を遺したものと考へられる。そして、遺した場合の理由としては、筆者が述べた如く、古事記編纂の目的・本質と余り重要な関係を有する記事では無いといふ事が、一つの仮説として許されよう。もう一つ筆者の臆測が許されるならば、安萬侶は、歌謡に限らず、資料となつた原文や表記字面をそのまま採録したものや、多少改める事によつて採録したものがあつたといふ事も考へられる。

古事記本文における表記法・表記字面・文や文章の構文・漢語・漢字等を考察する上においては、種々の困難な問題が

あり、したがつて考察の方法も複雑であり、あらゆる可能な問題との関係において相対的・総合的考察が必要となつてくるが、古事記の編纂目的及び本質との関係において考察する事は、看却するには余りに重要な問題ではないだらうか。筆者の叙述には少からず過誤がある事と思はれるが、古事記の研究においては、国語学上の問題に限らず、古事記の編纂目的及び本質との関係において考察する事が、更めて顧られてよいのではあるまいか。